

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年5月6日

東京都作業部会確認 令和3年5月7日

事業名 競技プレゼンテーション

案件名 東京2020大会にかかるスポーツプレゼンテーション実施業務の委託（その3）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	当業務委託は、スポーツプレゼンテーションにおける本大会時の人員や機材等を発注するものである。そのため、パラリンピック競技に深く関わり、かつ経費の内容が公費負担の対象として適切と考えられ、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	当業務委託は、本大会におけるスポーツプレゼンテーション実施業務の一環であり、先行する計画策定業務や直前準備業務も踏まえて本大会までワンストップで行う。組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施すべき事業であり、執行についても一括した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	スポーツプレゼンテーションは競技演出や競技進行を担うものであり、これらを運営する人員や演出用の機材は大会運営において必要不可欠な要素である。そのため本業務委託の実施は必要である。
	効率性	先行するスポーツプレゼンテーション実施計画策定委託において算出された数量を組織委員会内で精査し、それぞれ必要最小限の数量とすることで効率性に配慮している。
	納得性	機材や製作物の費用について、類似案件と比較検証し、妥当であることを組織委員会が確認している。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限となるよう抑制・削減に取り組むこと。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。